平成２５年（フ）第２１２号
盛岡市玉山区川又字赤坂153番地
債務者　松内　範美
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第６９４号
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目１番37号ディスターＮ101、前住所大阪府岸和田市上野西13番３号
債務者　遠藤まさみ
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
大阪府和泉市室堂町782番地の33、前住所大阪府堺市美原区南余部227番地３
債務者　髙原ちづ子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
大阪府和泉市光明台３丁目１番５―402号
債務者　山本　雅貴
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３５７号
大阪府岸和田市南上町２丁目23番８―102号
債務者　新井川幸男
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
大阪府岸和田市春木泉町１番19―504号、前住所青森県弘前市大字賀田１丁目13番地４
債務者　赤石　信子（旧姓熊澤）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３７０号
大阪府和泉市上町580番地の１－１―506、前住所大阪府和泉市鶴山台２丁目１番１―615号
債務者　森　　正美（旧姓河原・小西）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９２号
大阪府和泉市室堂町800番地の21
債務者　八尾　健二
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
大阪府岸和田市荒木町２丁目17番30―406号、前住所大阪府岸和田市磯上町２丁目19番７号
債務者　杉本　恵美（旧姓赤阪）
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４００号
大阪府泉大津市なぎさ町２番６―1502号
債務者　坂口　雄二
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４０５号
大阪府和泉市王子町３丁目16番４号
債務者　吉村　和子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
奈良県桜井市大字大福252番地の７
債務者　中尾久美子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１４６号
奈良県生駒市門前町16番４号
債務者　中務　浩子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２００号
奈良市二条大路南５丁目２番21―308号
債務者　竹田有理沙
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２６３号
奈良県桜井市大字金屋359番地の１　101
債務者　松本　秋夫
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５０６号
熊本市中央区花畑町13番12号　内田ビル４Ｆ、前住所熊本市中央区辛島町４番26号　ｖｉｖｏ　ｋａｒａｓｈｉｍａ925号室
債務者　下山　洋介
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８５号
兵庫県宝塚市小浜３丁目10番２号
債務者　波多野美登里
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係